CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.４６

**チェコ　公的権利擁護官（オンブヅマン）**

Czech Public Defender of Rights

（JD仮訳）

**チェコの****公的権利擁護官からの意見提出**

公的権利擁護官は、当局やその他の機関による行為が法律に反する場合、民主的な法の支配の原則に反する場合、または当局が適切な行動を起こさない場合に、そのことから人々を保護する。また、オンブズマンは、差別から人々を保護し、自由を制限された人々の収容施設を訪問し、虐待の防止に努め、障害のある人の権利状況を監視している。

公的権利擁護官は、条約の下での義務の履行について、締約国に貴重な指針を与えることが確実な一般的意見案に対するコメントを提出するこの機会を歓迎する。

我々は、一般的意見の方法論的指針に含まれるべきであると考えるいくつかの注目点を以下に記す。

**パラグラフ16　クォータ（割当ノルマ・割当雇用）とシェルタード・ワークショップ（保護作業所）**

シェルタード・ワークショップの存在は、割当ノルマ（例えば、罰金を回避する方法として、シェルタード・ワークショップから製品および／またはサービスを外注する）または保護された市場を対象とした積極的差別是正措置（主に財政的支援）によって温存することが可能になる。

**パラグラフ17、31　同一価値の労働に対する同一報酬の権利**

パラグラフ17 居住型社会福祉事業においても、就労に関連する活動に関しては同様の状況がみられる。

パラグラフ31 就労準備活動、社会リハビリテーション、試験就労と実際の雇用の境界をどのように設定するかについては、この解説では触れていない。*(例えば、居住型社会サービスの利用者がある作業所で同じ活動を行ったが、ある利用者はそれに対して報酬を受け、ある利用者はこの活動を治療または就労準備活動とみなされている)。*

**パラグラフ22、49、50 　合理的配慮**

一般的意見案では、次の重要な質問に対する回答が示されていない。

・　賃金を維持したまま、仕事量を減らすという形の合理的配慮。この点については、何らかの指針が得られることを期待する。

・　手話言語通訳やパーソナルアシスタンスなど、いくつかの合理的配慮に対する財政支援。職場における業務支援とパーソナルアシスタンスの併用（テレワーク中のパーソナルアシスタンスと業務支援を含む）。締約国は、個別化された支援サービスが柔軟なシステムとして十分に機能するように、このような措置を実行しなければならない。

・　合理的配慮とは何か、また合理的配慮でないものは何かについての理解を深めること（公的部門と民間部門の双方に対して）。

・　合理的配慮を提供する義務は、割当ノルマの保護の対象となる人たちだけでなく、すべての障害のある人に及ぶこと。

・　締約国は、「合理的配慮」や「過度または不相応な負担」という用語の「正しい」解釈をどこに見いだすべきか。

**パラグラフ 43、44　公的部門における雇用**

締約国が公的部門の雇用主に障害者雇用に関する必要な方法論的指針を提供し、正しい方法で割当ノルマの履行を厳格に求める義務を盛り込むこと。

**パラグラフ44、46　アファーマティブ・アクション（****積極的差別是正措置）**

一般的意見が以下の質問に答えることを期待する。

・　雇用主が「支援ニーズの低い」障害のある人を雇用して割当ノルマを満たし、「支援ニーズの高い」障害のある人が雇用されないままである場合、どのように対処するのか？

・　合理的配慮を活用して、支援ニーズの高い人を雇用させ、合理的配慮の必要のない従業員ばかりを探させないようにするために、積極的差別是正措置などによって雇用主をどう動機付けるか。

・　製品および/またはサービスをシェルタード・ワークショップに外注することによって、割当ノルマの不履行に対する罰金を避けることを、雇用主に奨励しているが故に、割当ノルマの仕組みが直接的または間接的にシェルタード・ワークショップを温存し続けることがないようにするにはどうするのか。

**パラグラフ68**

障害者雇用の促進を目的としている非営利セクターや組織も含まれるべきである。

**どのパラグラフでも取り上げられていない事項**

・　一般的意見では、「開かれたインクルーシブな労働市場」、「保護された市場」、「ソーシャルビジネス」のような用語の定義が示されていない。

公的権利擁護官は、一般的意見について意見を提出する機会を用意してくれた国連委員会に感謝する。

連絡先　Denisa Kramářová

denisa.kramarova@ochrance.cz

（翻訳：佐藤久夫、曽根原純）